

委員長 会議の前にご報告いたします。

このたび、根守洋子委員が教育委員の任期満了となられましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を得、改めて10月8日付にて市長より任命をお受けになりました。任期は平成20年10月7日まででございます。

それでは、恐縮ですが、根守委員より一言ご挨拶を頂戴いたします。

根守委員 市長室で先日辞令をお受けいたしました。

いろいろと考えました。こういう教育の諸問題を抱えているところで、私がやはり自分の都合でやめるといようなことはできないといようなことを感じて、お引き受けすることにいたしました。いろいろと教育改革についてのことで専門的な分野、教育行政としての立場、教育現場の立場などをいろいろと熟知しながら、これから教育委員として務めてさせていただきたい、こう思っております。何せこのとおりな私でございます。皆様方にご迷惑にならないように、そしていろいろと教育のことなどを勉強しながら教育長、委員長初め教育委員会の皆様方にご指導、ご鞭撻をいただきながら務めさせていただきたいと、こう思います。若輩などということはいえないわけですが、教育問題に何とか力になりたいと考えております。また、変わらぬご指導、ご援助をよろしくお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。今後ともよろしく願います。

続きまして、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に多くの方々から傍聴したい旨の申し出があります。つきましては、傍聴席数である36人の方について入場を許可いたします。そのほかの方は恐縮であります。傍聴席満席のため、松戸市教育委員会傍聴人規則第5条により入場を制限させていただきますことをご了承願います。

なお、傍聴人の方は議案審議に入りましてから入場していただきます。

開 会

委員長 ただいまから平成16年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いいたします。

議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めてまいります。

本日の議題は、委員長の選任及び継続審議を含む議案5件、報告等1件となっております。

委員長の選任について

委員長 初めに「委員長の選任について」を議題といたします。

委員長の任期が本日10月14日までとなっております。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条により、委員長の選挙を行います。なお、任期は1年間でございます。

この議題は人事案件ですので、秘密会とさせていただきますはいかがでしょうか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条により決をとらせていただきます。これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認めまして、本議題については秘密会といたします。

松戸市教育委員会会議規則第14条及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定によりまして、ただいまから申し上げる職員以外の方は、ご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長でございます。恐縮ですが、その他の方は一時ご退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

委員長 ただいま平成16年10月の定例教育委員会会議を開催中でございます。初めに、秘密会として委員長の選任がございました。これは教育委員会委員長として、私が昨年10月から現在までさせていただいておりますが、任期が1年でございます。本日任期が満了いたしました。そこで、いま、また新たにご推挙をいただきまして、もうしばらく委員長を務めさせ

ていただくようになりましたことをご報告いたします。この1年間、非常に大事な1年間の
中、私なりに務めてまいりましたが、今後ともまた大変な時期を迎えておりますが、まだ取
り残したことがたくさんございますので、いましばらく任務の仕事をさせていただくと、皆
さんのご協力によりまして任務が全うできますよう、よろしく願いいたします。

議案第51号

委員長 それでは、引き続きまして議事を進めてまいります。

まず、議案第51号「教科書採択地区に係る本市教育委員会の意向について」を議題といた
します。

ご説明ください。

指導課長 それでは、議案第51号「教科書採択地区に係る本市教育委員会の意向について」に
つきましてご説明申し上げます。

本議案の提案理由につきましては、本日の教育委員会会議におきまして教科書無償措置法
第12条第2項の規定に基づく市町村教育委員会の意見を求める千葉県教育委員会からの本調
査について、本市教育委員会の意向を決定するため提案するものでございます。

この意向の内容でございますが、1枚めくっていただきまして別紙をごらんください。

千葉県教育委員会より依頼のあった意向調査では、単独採択を希望するか、共同採択を希
望するかの二者択一による選択と、その理由の記述という内容になっております。そこで、
その回答といたしましては、「本市教育委員会は共同採択を希望する」とするものです。そ
の理由でございますが、記載のとおり、「教科書採択制度の改善が図られ、採択地区の小規
模化に向けた見直しが進む中、行政規模の点では、単独採択地区となる要件を本市は備えて
いると思われる。しかし、準備期間の必要性などを鑑み、単独採択は時期尚早と判断し、今
後研究していくこととする。したがって、今回は共同採択を希望する。」というものでござ
います。

以上、本議案の説明といたしますが、今後の教科書採択の手順にかかわる大変重要なこと
でございますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

委員長 この問題につきましては、かねてから委員会でいろいろご協議をいただいているとこ
ろでございます。各委員の皆様には既に研究をしていただいたと思っておりますが、この際、事務
局に何かご質問があれば、お伺いしたいと思っております。何かございますか。

教育長 採択地区の現在の状況について説明してください。

指導課長 まず、千葉県の現状については、旧出張所管内で11、それに政令指定都市の千葉市が入りまして12の採択地区でやっております。今回の意向調査の状況の中で、恐らく単独というよりは細分化の方向で出てくるのではなかろうかというふうに考えております。県といたしましても出張所というものが教育事務所に再編されましたので、それによって従来の採択地区に不具合が生じたということが1点。それから、各市町村の合併ということから採択地区を変更しなければいけないということが2つ。そういうことから、やはり何らかの形で採択地区の見直しはしていかなければいけないと。しかし、一挙に単独採択という形よりも、どちらかといえば小規模化に重点を置くのではないかと考えられます。

以上です。

教育長 この教科書採択の権限は法律上地教行法におきましては各市町村の教育委員会があると、こういうふうに規定されております。しかし、その後の教科書無償措置法という法律の成立によりまして、広域採択がのぞましい。のぞましいというよりは、広域採択地域を設けて採択しなさいと、そういう法律の条文がございます。したがって、今、指導課長が申し上げましたように千葉県では12の採択地区があります。松戸市は東葛飾管内に入っており、ここは6市1町、138万人という人口を擁する県内でも最大規模の採択地域であります。

なぜ広域採択かということの法律の趣旨は、歴史的・地理的・文化的に共通性のある地域では同一の教科書を活用することが望ましいし、教育的効果が増すと、こういう判断でございます。しかしながら余りにも広過ぎる採択地域には、やはりいろいろな問題があるとう。特に東葛6市1町は138万人という人口を擁しておりまして、依然として共通な地理的・文化的・歴史的な共通性はあるものの、相当程度各市町によって、違い、特色というものがあろうかと思えます。そういうことで国全体の流れとしては規制改革といいますが、規制緩和の方向で、そしてもう一つは各教育委員会、各市町村の独自性を発揮しなさいというような、そういうメガトレンドがございます。それらを受けての今回の千葉県の調査だというふうに思います。

冒頭指導課長がご説明申し上げましたとおり、松戸市単独でもその力量はあると思えます。ある程度の要件はそろっているけれども、長年続いてきた広域採択制度ですので、一挙に単独採択とするのは時期尚早かなと思えます。段階的に規模を縮小していく中で最終的には単独採択地域を目標とする方がより現実的でベターな方法ではないかという、こういう提案でございます。

委員長 その後、近隣の状況などはどうでしょうか。動きがありますか。

指導課長 東葛地区のほとんどの地区が共同採択という形を希望しているようです。

ただ、未確認ですが、1市単独で出すところがあるかと思います。

委員長 ほかの委員さんから何かご質問はございませんか。

關委員 最近の教育新聞で全国の教科書の採択の結果一覧表が載っていました。それを見て、比較的いろいろな教科書が採用されているという印象を受けました。結論的には私はそういう姿が望ましいと思いました。単独で採用するかどうかということは将来に向けて検討することにし、それまでは共同採択の方法で良いのではないかと考えています。

委員長 こういう方向で私どもの委員会は研究を重ねながら単独の採択を模索するというところでよろしゅうございますか。

それでは、議案第51号を採決いたします。

議案第51号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第51号は原案どおり決定いたしました。

議案第52号

委員長 続いて、議案第52号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

市立高校担当室長 それでは、議案第52号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

千葉県教育委員会規則である「学校職員の勤務時間等に関する規則」が一部改正され、平成16年9月7日から施行されたことに伴い、これに準じ、本市教育委員会規則である「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」の一部改正を提案するものでございます。

本市の高等学校教職員の服務及び給与については、当初から県に準じた定めを行ってきておりまして、今回も同様の取り扱いをするものでございます。主な改正内容でございますが、5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これによりご説明させていただきます。

今回追加させていただく第2条の2第3項第1号から第4号に掲げてある業務につきまし

では、従来、職員の自主的な勤務として取り扱い、休日の振替等を行うことができませんでしたが、今回の改正により、松戸市立高等学校管理規則第27条の2第1項第1号から第5号までに規定する学年初め及び学年末休業日、夏期休業日、冬期休業日などの長期休業期間への振替などを、当該勤務をすることを命ずる必要がある日を起算日として16週間後の日までを限度として可能にするものでございます。

それでは、対象となる業務につきまして具体的に申し上げますと、まず1つ目でございますが、教育委員会が指定する総合体育大会、総合文化祭、その他これらに類するものに生徒を引率して行う業務に従事する場合がございます。

2つ目は、教育委員会が指定する総合体育大会、総合文化祭、その他これらに類するものの運営に関する業務に従事する場合です。

なお、教育委員会が指定する大会等の具体例を申し上げますと、もともとの4ページに記載されているものを想定しております。全部で6つに大きく分けてございます。

次に、3つ目として、学校の教育計画に基づく補習指導等に従事する場合があります。

なお、これらは学校の教育計画に明記され、計画的、継続的に行われている補習事業などであり、職員が自主的に行うものは、これに該当いたしません。

最後ですが、4つ目として、学校の教育計画に基づき参加する地域行事に生徒を引率して行う業務に従事する場合がございます。ここでいう地域行事とは、学校の教育計画に位置づけられ、かつ松戸市または松戸市教育委員会並びに千葉県または千葉県教育委員会が主催または共催する事業といたします。

なお、これらの運営に当たりましては、職員の健康等に配慮し、過重勤務とならないよう別添のとおり校長宛文書において、通知を行う予定でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

委員長 高等学校の先生方のいろいろ動きやすい方向になるわけでしょうか。今まではどうしていたんですか。こういう状況がかなり多かったですか。

市立高校担当室長 今までは、ここに記載してございますけれども、先ほどもご説明申し上げましたとおり、完全に職員個人の活動として完全に何もしていなかったというか、対応がないというか、振りかわってお休みが全然とれなかったわけです。それから来年度、インターハイを千葉県で予定されていますけれども、それに対する準備からということです。

委員長 ご質問ございませんか。

關委員 この条文そのものはこれでいいと思います。そういう前提で質問させてください。

言葉の使い方、この条文だけを読むと、どういうことを言いたいのかなというのが疑問になりました。中身は恐らく実務を知っている人はこれで了解されているんだと思いますが、初めて読んだ人には少しわかりにくい条文の並びです。つまり、2条の2だけを見るとこういうことなんですが、これは1条、2条があって、それで2条の2が来て、その2条の2の中に今度3項が新たに加わるという位置づけです。学校の先生には勤める日とお休みの日がありますね。お休みの日は週必ず2日とりなさい。勤務日数は週何回、月何十時間以上何十日以内、そういう規則になっていますね。そういう意味でお休みの日と勤める日とがある。お休みとなっている第2条の2の1項ですよ。週休日、つまりお休みとされた日なんだけれども勤めてほしい。つまり、さっき説明していただいたように高校の行事があって、その日はお休みだけれども出てほしい。この場合には休みの日に出た分を勤務日にする。それでほかの日に代替のお休みの日をとっていきましょうと、こういう趣旨ですよ。このお休みの日をとる、これは今まで幅が狭かったけれども、ちょっと幅を広くして、この範囲までとってよろしいというような位置づけでよろしいですか。

そうしますと、2項をごらんください。第2条の2の2項で、それがあって3項があるんですが、2項があるけれども、2項では足りないから3項で幅を広げたという趣旨ですよ。2項の言葉がわからなかったんですが、前項の規定による週休日の振りかえ、つまりお休みなのに勤務とされたから、その振りかえは同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内に行わなければいけない。先生方はこれを見てさっとわかると思うんですが、初めて読んだ人は非常にわかりにくいんですね。つまり、同項の勤務することを命ずる必要がある日というのと、その後に来る当該勤務することを命ずる必要がある日、これはどういう違いがあるのでしょうか。

市立高校担当室長 もう一度、すみません。

關委員 第2項の意味です。似たような表現をしているんですが、違う日なんだろうね。第2項、前項の規定による週休日の振りかえは、同項の勤務することを命ずる必要がある日、つまりお休みの日ですね。それを起算日とする4週間前の日から、その次です。当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とすると、この後ろの当該勤務することを命ずる必要がある日というのは、前の日とどういう関係があるのか、ここは違うのか同じなのか。

市立高校担当室長 同じです。

關委員 同じ日なんですね。

市立高校担当室長 例えば、あしたお休みだとします。そのときに、例えばどうしても出なければいけないと思ったと、やってほしいと命令します。あなた、これに出てくださいと。そのかわり、その振りかえを校長が指定するわけです。そこから前、例えば、あしたになってしまうから、きょう休んでいいとは言えませんので、ですからあと8週の間はこの日に休みなさいと、先生の意見も聞きますが、それを指定することができる。例えば、ずっと前にわかっていたと、あしたではなくて3週間とか4週間後の日にどうしても出なければいけない。何かの大会があるとか、何かの行事があると。そういうときにはその日を指定しますね、あなたはこの日に出てください。そのかわり、その前4週間の間、あるいはあと8週間の間に、その日は同じことを言っているわけなんですけど、その日を中心に前後、前4週、後8週の間にお休みをとりなさいと、その命令を校長がするということです。

關委員 それを図で追ってみたんですが、どうも読みにくい条文なんです。実務の人はこんなのはさっと理解できるんでしょうが、この改正案を読んでみて、さてどういうつながりなのかなというのがよくわからなかったのので、その質問でした。そうすると4項が極めてはっきりわかるんですね。校長先生は余りバランスの悪いような指定日を決めないで、一定のバランスをとるように配慮せよという配慮義務ですよ。

市立高校担当室長 そうです。

關委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 その後についている資料は、これは参考資料ですね。

市立高校担当室長 ご参考までに、あと校長先生に通知する文もつけましたが、そういう形で通知を差し上げていこうと思います。

委員長 ということだそうです。

何かご質問等はございませんか。

ほかにご質疑がございませんので、討論も含めて終結といたします。

これより議案第52号を採決いたします。

議案第52号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第52号は原案どおり決定いたしました。

委員長 続きまして、前回の会議から継続審議となっております議案第50号「小金中学校の校舎で学校生活を送り卒業する事を求める請願について」を議題といたします。

その後の経過などにつきましてご説明ください。

企画管理室長 議案第50号「小金中学校の校舎で学校生活を送り卒業する事を求める請願について」

小金中学校の校舎で学校生活を送り卒業する事を求める請願を次により提出する。

平成16年9月27日提出。松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

この件につきましては、平成16年9月8日付にて小金中を残す会から、小金中学校の現2年生を平成18年3月末に同校で卒業できるよう、統合の1年延期を切望するとして請願が提出されたものでございます。平成16年9月27日の定例教育委員会会議におきまして、保護者の方々を含めた関係者の意向の詳細な情報が得られていないといったようなことから継続審議になっていたものでございます。その後の状況をご説明させていただきます。

まず、小金中につきましては10月9日、そして小金中の学区に関係する町会の役員さんを入れた説明会につきましては9月24日、そして新松戸北中につきましては10月2日にそれぞれ説明をさせていただきました。この説明会では教育委員会会議並びに議会での議論等のご説明をさせていただき、その後、小金中におきましては現2年生を現小金中で卒業する場合の教育上の課題等をご説明させていただき、質疑応答に入ったところでございます。

教育委員会といたしましては、当初の計画どおりの形で理解を求めさせていただいたところでございますけれども、保護者の方々の意思は非常に強く、現在でも1年生が2人しかいない状況の中、現2年生につきましては子供たち、保護者、地域の方々、また先生が一丸となって努力し、進めてきました。来年度、3年生3クラスとなっても現在まで乗り切っておった状況等々の経過もでございます。そのような中から教育委員会からの教育上の課題につきましては、十分今申し上げました皆様のご協力によってできる自信を持っているというようなお話もあり、非常に私、感動を受けたところでございます。

今後は、まだそれぞれ1回だけの説明会でございますので、さらに理解をいただくよう、今までの説明を補うような必要が生じた場合におきましては、各々の学校で説明会を開催する必要があるかと考えているところでございます。

しかし、この請願は現2年生が小金中での卒業を切望しているものであり、今後、新松戸北中におきまして準備事務局が立ち上がったとき、私どもでお願いしております両校が合わ

さった形での準備事務局に小金中の保護者の方々が入っていただくこともお願いしていかなくてはならないと考えております。さらには、平成19年度には私どもの計画どおり新松戸北中から現小金中に戻っていただくこともご理解をいただかなくてはならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後とも適正規模適正配置計画にご理解いただけるよう最善の努力をしてみたいと考えているところでございます。

以上、ご報告させていただきます。

委員長 この問題、非常に重要な課題でございますので、前回、9月27日の会議において継続審議という決定をさせていただきました。まだ、あれから2週間ぐらいしかたっていないと。時間的には非常に短い時間であるので、その間、十分な説明とか理解を得られないまま現状推移しているというような状況が推測されます。私ども委員一人一人もそれぞれいろいろな資料であるとか、お話を聞き、また事務局からの説明を得ているところでございます。どうかひとつ忌憚のない意見を各委員さんから頂戴しながら現状分析といいますが、そういったような問題をさらに深めていきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

瀧田委員 説明会の時の反応といいますが、もしお差し支えなければ、一歩進んだのか、それともずっと同じ主張であったのか、それとも質問が具体的に出たのか、その辺を伺いたいんですが。

生涯学習本部参事監 若干最初の室長の説明と重複するかと思うんですが、10月9日、台風が来た日ですが、約2時間話し合いをさせていただきました。私どもの方からは、1点目として、閉校、休校、請願に伴って単学年とか、いろいろなパターンが考えられますので、法的な問題も若干加味しながらご説明したことが1点目でございます。いずれにしても、基本的な計画については変更はないということで、私どもの言っている意味はわかっていただけたと思っております。

2点目でございますが、請願についてさらに単学年で残った場合のメリット・デメリット等を資料を使ってご説明しようと思っていたところでございますが、保護者の方の方から要は教育委員会が言わんとしているデメリット関係については昨年の3月以来、十分理解されているというふうに話してございました。事実、受け答えや対応などからすごくよくわかっていらっしゃるんだなということでしたので、その場では、逐一ご説明したことはございませんでした。むしろ質疑ということで、私どももいろいろお話を伺いたいという基本的なスタンスでもありましたので、お話を伺ったり、質問して回答するという形で残りの時間、約

1時間半以上を使ったかと記憶しているところでございます。

結論から申し上げますと保護者の方々、約50名、2年生は全部で106名でございますので、非常に多くの方が参加されたかと思うんですが、デメリットをいろいろな角度から検討して、それをわかった上で残留させてほしいというのが結論でございました。その結論に至るまでの経緯というか背景についてもご説明をいただきました。私どもも胸の痛い部分もございましたが、例えば、休校について昨年度新入生が小金中に入学しなくなった時点で説明をしてほしかったとか、そういうことがありましたが、そうしたいわば1年生がいない状態にもかかわらず、校長さんを初め学校と保護者が非常に協力して、子供たちもこの1年を非常によくやってきたというのが基本的な認識だととらえました。

このように統合する前から、いわば1年生がいない、つまり平成17年4月以前、平成16年度から1年生がいない状態、当然いろいろなデメリットがそこから生じる部分もあると思うんですが、その痛みを抱えながら小金中保護者としてはもっとも早く準備事務局を立ち上げて準備をしていたところであります。ただ、現状では、休校でのいろいろなことを考えていくときに、新北中に移って新学年を迎えることは不確定要素が多過ぎるのではないかというふうな危惧、ご心配が随分ありました。

例えば、不確定要素、ここは私の推測が入ってしまうところでございますが、例えば、新3年生は当然受験があると思いますので、新しい学校で新しい人間関係を、それは北中の生徒も同じですが、築きながら受験を迎える不安があると。もっと卑近な例で申し上げますと、こんなことも言われました。例えば部活動一つとりましても、子供たちからしますと北中へ移動して、北中生から見ると新しい先輩が来るわけですね。そうすると、2年間ともに汗を流してきた後輩から見ると、なかなか先輩としては見えにくいところがあると。突然やってきた新しい先輩を認めるというのは、自分が逆の立場だったらそれはよくわかると。だからもし北中に移ったならば受験に力を注いで、部活動はやらないんだというような、そんな覚悟をしているお子さんもいるというような具体的な話もございました。

不確定的要素というのは、いろいろな場面で生じないかもしれないけれども、生じるかもしれないというふうに私はとらえさせていただきます。いろいろなことが当然考えられるし、親御さんが心配されるのは当然だろうというふうに思います。

ただ、小金中に残っている方は、例えば学校行事あるいは卒業式に在校生がいないということも当然考えられますし、学習では選択教科が十分な幅がとれるかどうかという問題がございますし、部活動においても子供たちが一番大事にする夏の県大会の予選等にすべてのチ

ームが組めるということはない等々いろいろなことが学級数が幾つになるかによって、例えば現状のままでいくと3学級ですが、仮に一部抜けられたりすると2学級、1学級になることだってあり得ると。そうすると職員の定数が不確定になります。そういうデメリットもわかった上で、細かくは私もよくわかりませんが、今申し上げたこうなるだろうといういろいろなことについてはデメリットは見える、小金中の場合は見えやすい。新しい要因が入ることは、小金中の方は、3年生だけになるけれども見えやすい。その方が学校とも逆に協力ができる、見通しを持って新年を迎えることができるのではないかというようなお話だったと考えます。

ですので結論から申し上げますと、保護者、子供たち、先生方が団結して、充実したものにしていきたいというお話を聞きました。それに伴ういろいろな質問等々について私どもがお答えしたり、それから今申し上げたように職員の定数の問題につきましては、選択教科も十分とれるかどうかわからないとか、そういうことについても正直に申し上げ、一般的な教育的な立場からすると、それが望ましいというふうに申し上げられない部分もあるということもお伝えしたところでございます。

瀧田委員 ありがとうございます。

委員長 根守先生はいかがですか。

根守委員 デメリットというようなことに対しての保護者説明会に出られた人たちの反応を今伺いましたけれども、それを克服しながらやっていきたいというようなこと、具体的なことについては話はありませんでした。例えば、学校行事、そういうような場合にどのようにやっていくかというようなことについて具体的に。

生涯学習本部参事監 うまく伝えられないんですが、例えば話し合いの中心をこれについてどうか、これについてどうかという話もあったんですが、それよりデメリットは確保されている。ただ、そのデメリットを克服する仕方としては、例えば北中でこういう手当を受けて、こうやればうまくいくだろうという話を中心というより、今、現状で、間違ったらまた訂正しますが、自分たちが1年間頑張ってきたので、見えるんですね。こういうデメリットが予想されるし、これについては、保護者としても十分一生懸命やれる部分だし、そうでないことについてはこれはお願いすると、だから見える範囲で立ち向かっていった方が結果的にはデメリットにはならないと。北中に行ったからといって必ずしもすべてがうまくいくわけではないだろうと、うまく伝えられないんですが、そのようにご理解願えればありがたいと思います。

委員長 事務局並びに参事監のお話を総合しますと、小金中の保護者なり地域なり、学校の先生なり、そういう人たちが非常に一丸となって信頼関係を構築しているという中で、かえってそういう理解を得てきたような感があります。事務局の現場に対する説明というよりも、むしろ現場の感触を理解してきたというお話にとれるんですが、そういうふうに理解しておいてよろしいですか。

生涯学習本部参事監 はい。

委員長 そういう中でいろいろな問題を抱えながら、これからどういうことをやっていけばよいか、どういうすき間を埋めていったらいいのか、そういうことが非常に問題じゃないかと思います。これは現在継続審議にかけておりますが、時間をただ浪費していても落ちが明かないんですね。少しずつ、一歩でも二歩でも前進するような方向でいろいろ考えていかなければいけないと思いますけれども、そういうことも含めてもう少し委員さんからご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

根守委員 教育改革のアクションプランにのっとって進めているだろうと思うんですが、アクションプランの骨子ですか、これはみんな理解していらっしゃるだろうと思うんですが、何が足りなくてこういうようなアクションプランに対して理解してもらえないのかというようなことなどだろうと思いますが、まだ説明も1回だけというようなことなものですから、具体的な説明だとか、そういうものも必要になるうかと思うんですね。デメリット、メリット、そういうようなことについても理解はされている。じゃ、何が不足なのかというようなことをさっき考えたんですけども、もっともっと説明を加えていく必要があるのか、理解してもらうために。説明を重ねることによって理解をしてもらえるのか。今、委員長がお話ししたように何かそこに穴があるのではないかと、その穴を埋めていく必要があるというんだけれども、まだ私もはっきりしていません。

学校教育担当部長 私も、参事監等と一緒に伺いまして、小金の保護者の方のお気持ちは非常によくわかりました。おっしゃっていることもわかったつもりではおります。確かにデメリットの件についてこちらが考えていたことを、保護者の方々大体掌握しておられました。ただ、具体的にどうしていくかという部分になりますと、実際の学校教育をあずかる者として考えた場合、非常に苦しい部分が正直ございます。例えば、教員の配置の問題は、最高3学級となった場合に人数は決まっています。これが2学級になった場合、どう減っている部分を補うかという問題、それから、先ほど参事監からもありましたけれども、選択教科が結構大きな問題です。

ただ、私が非常に胸を打たれましたのは、小学校と中学校は違まして、大きな問題として部活動の問題、それから進路の問題があります。子供たちの気持ちの中には部活の問題は非常に大きいだろうと思います。今回、新人戦については子供たちや先生の方で工夫されまして、足りない部分について補ってやったようであります。ただ、夏の大会になりますと、大体大会日が同じですから、補ってすることができない、そういう問題も抱えておりますが、その件については、子供たちは忍びないんだけど、ある程度気持ちの踏ん切りはついてるんだという話は伺いました。それに対しては非常に申しわけないという気持ちが強うございます。

それとあわせて、やっぱり親御さんも進路のことを考えると、どうしても先ほど言ったような結果が出たような感じはいたします。ただ、この後どう手だてをしていくかということになりますと、まだまだ詰めなければいけない。

また、校舎が新しくなって平成19年に北中の方から生徒が移ってきます。この点については教育委員会会議でも採決され、それから本会議でも議会の方でも採決された経緯があります。その場合、北と小金が統合されたことによって、PTA活動とか、保護者のいろいろな組織活動がございますね、私の気になっているのは、残った場合、平成17年、平成18年の小金中の保護者のPTAの流れ、その反映はどうなってしまうのだろうと。この件については、この前の説明では私どもとお話し合いにはなっていないと。当然一緒になる場合には、お互いの地域の意向、それぞれの伝統ある意向というものがあるでしょうから、特に小金中についてはPTA活動、伝統あるところですから、皆さん本当によくやっけていらっしゃる学校ですから、その辺が気になっているところです。

以上です。

教育長 中学校問題に関しては、今回の市議会の議案には上程していませんね。

学校教育担当部長 教育改革と、それから統廃合の問題、全体でとの意味です。

委員長 こういう状況下で今話に出ました両校の保護者間のつながりとか、これからのいろいろな打ち合わせ事項、いろいろあるでしょうけれども、そういうことも非常に重要な課題であろうと思います。もう少し具体的な方策として、例えば来年4月からどうしても今の2年生が新北中に移らなければいけないといった場合に生徒たちのケアですね。重要な進学に向けての1年間ですから、いろいろな問題を抱えると思うんですね。友人関係にしてもそうだし、勉強の中身にしてもそうだし、そういう進学の問題も含めてのことですが、そういった細かいケアを具体的に今、保護者の人たちに説明できるような対策を持っているかどうか、

いかがですか。

生涯学習本部参事監 教育は最終的には、人の問題になるかと思うんですが、県の方の配置について、市の方で思うようにいくかはお約束できません。ただ、スタッフ派遣等で最大限の配慮はさせていただきたいと。カウンセラーその他、それは総合的に統合にかかわる学校については同じように優遇させていただきたいというふうに考えております。

現在、施設的な面につきましても改修工事その他、進めているところでございます。準備事務局が立ち上がったところにつきましては、さらに具体的な要望等を聞きながら調整をして、可能な限り対応させていただくという形で進んでいる状況でございます。

委員長 それで、現状の小金中の先生方も一生懸命心配をなさっていて、北中の方へいろいろな情報を提供するのには積極的な考え方を持っておられると思うんですが、その辺の具体的な学校同士の折衝は。

生涯学習本部参事監 7月の第1回の教員同士の情報交換会で、部会をいろいろ立ち上げて研究の準備を始めたところでございます。1回目は私どもも行って基本的な方向等をお願いして、あとは教育課程部会とかそれぞれの部会の日程で両校の調整というか、そういうものを始めております。

委員長 こういう状況でもなお、単学年でもいいから小金中に残って残りの1年を過ごしたいということについて、もう少し具体的な方策があるかどうか。例えば、今の2年生を3年生として小金中に残して、存続させる可能性というのは多少とも残っているんですか。

企画管理室長 冒頭参事監の方からも申しあげましたように、私ども現場へ行きまして、お話をつぶさに聞いたところでは、非常にいい形で今、いらっしゃるということについては、保護者の方々を含めた関係者の努力ではなからうかと思うところでございますけれども、現段階では私どもの事務局としては五分五分というふうな形に考えております。五分五分というのは、いい、悪いという五分五分ではなくて、先ほど申しあげましたように、まだ1回しか説明会をやっておりません。いろいろな形で心打たれるお話を聞かせていただいたということで、それを受けまして我々事務局としても、ある程度の方向性というものは考えていかなければいけないだろうと思っております。ただ、それには非常に申しわけなかったんですけども、時間が少々足りなかったというようなことで、これから委員長さんがおっしゃったようなことを含めまして、鋭意私ども事務局としても詰めていきたいというように考えております。

瀧田委員 メリット・デメリットについては現存では理解しているということですが、これが

らおこり得る、もし北中へ行った場合のおこり得ることについては、まだ未確定要素ということですね。ですからそのことをどういうふうに克服していくかというのは、今ある生活の中でデメリットを克服していくのと同じようにエネルギーの要ることで、可能でないということではないと思うんですね。

お子さんたちのメモ書きのようなものも送っていただいて目を通しましたが、実のところ残るのも問題であって嫌だなと、行くのもまた不安があって嫌だなというのが実際のところで、絶対残りたいとか、絶対行きたいとかという考えはなく、やはりかなり不安の中で心が揺れていると思いますので、いずれにしても方向をはっきり、ある時期になったら決めなければならないということは明確なんです。学校に残った場合の一番ネックになるのは、教職員の配置ということと受験に向けて教科が全部終わるかどうかという辺かと思いますが、また新北中に行った場合の起こり得るデメリットというのは非常に精神的な面というか、そういう面なので、その辺はうまくクリアできるかもしれないということもあるのではないかと思います。非常に聞きにくいことではあるのですが、従来、両校というのは校風とかそういうものの問題というのは考えられるでしょうか。それとも割合同一地域の中にある学校としての共通点というものがあるのか、その辺もちょっと伺ってみて、それでやはりケアするとしたらその辺をケアしていきながらという具体的な方向をこれから時間をかけて、といっても限界がありますけれども早急に、今まではどうしても小学校の統廃合のことが、この間やっと行き先が見えたばかりですから大変だったと思いますけれども、中学の方に本腰を入れていただいて、新北中に行った場合のおこり得るさまざまな問題に対してどのように行政だけではなくて現場の教職員ということが大きくなってくるところではないかと思っところでは、

委員長 何か追加のお答えがあったらどうぞ。

学校教育担当部長 先ほど言いましたように小金中の保護者の方は、ある程度まとまりまして平成17年度へ向けて統合という形で動いていたわけでありまして。この前、委員長さんがおっしゃったとおりであります。もう1点、北中の方に伺いまして保護者の方と話をしたり、あるいは学校にお話を聞いたときに、保護者の代表制というのが見えないんですね。進めていく場合に、ひとつ大きくしていかなければいけないのではなからうかと思っところでは、

教員同士間では先ほど説明したように、特に教員がやるべき教育課程の問題については、それぞれ部会をつくって分担して進んだところまでいった経緯がありますけれども、学区の

保護者の意向の反映の部分はどうするかということだろうなということです。

委員長 通常、学校の保護者の例えばPTAという形があれば、その方々といういろいろ相談をするということもあるでしょう。PTAのない学校の場合は、保護者の代表組織というものはどういうふう形成されるんですか。

学校教育担当部長 PTAの場合は必ず会則、規約がございます。あるいは会費制になっていたりします。PTAのないところは、いろんなやり方があるんですけども、学級で代表の保護者が1名か2名、大体この場合は会則がないんです。

委員長 それは学校からの呼びかけで。

学校教育担当部長 そうです。そういう場合はなかなか引き受けてくれる方がいない。その場合に学年で代表選任するのか、学校全体の代表選任にするか、学校によって違います。北中では確か私の知っている範囲ですと代表制になっているんですけども、会則はございません。今はどうかかわからないんですけども、学校全体のPTA会長さんにかわるような全体の会長さんみたいな方はいないというふうに私は理解して、学年には学年部長さん、副部長さんという形になっているかと。ただ、北中の場合、その方々がそのままそっくり今回の準備委員会に向けていろんな意見を持つという形ではどうもなさそうです。

瀧田委員 その辺も前向きに、もうちょっと北中の方への準備というのも早急に取りかかっていただくような方向も必要なのではないかと思いますね。

委員長 これは将来、新しい中学が開校する場合にも重要な事柄ですよ。そういった保護者間の連携といいますか、そういったようなものを構築するのが大事だろうと思います。

こういう問題も含めて、まだまだ我々理解できない部分があると思いますが、關先生、いかがですか。

關委員 ほかの委員の皆さんがたくさんおっしゃっていただいたので、私は余り発言しなくてもいいと思っていました。今までは青葉マーク付という言いわけができたんですが、1年たちましたので、少しずつまともなことを言っていかなければいけないと思っています。この問題については私自身の反省もあります。この会議では、先程瀧田委員が述べられたように小学校の3合併・統合、これについては随分時間を費やしました。しかし、新北中と小金中の廃統合についての議論は、その中に吸収されたかのように理解されていた節もあると思うんですが、余り個別的には議論してこなかったという気がします。それが私自身の反省です。

小金中の皆さんが、準備委員会等を立ち上げるなどして比較的それに対して積極的というか、同意を得やすい状況にあるというふうな声が聞こえたこともあって、それで余り議論し

てこなかったのかもしれないですね。ところが、ここでこういう形で保護者の皆さんの以前と異なる声がようやく聞こえてくるようになりました。それはいつごろだったのか、どうしてそうなったのかということが一つ疑問点としてあるのだらうと思います。したがって、その疑問点をきちっと理解していただきながら、あるいは解いていただきながら事を進める必要があるのだらうと思います。それが1点です。

それともう一つ、これは次の議題にも関連すると思いますが、第53号議案の中でやはり若干これに関連した文言があります。第53号議案の2ページにあるように、学区の変更について、松戸市学区審議会がこのような形で答申書をお出しいただきました。この最後のところに変更時期及び学年についてという項目で、変更となる学校に在学する児童・生徒について平成17年度より実施すると。その次です。ただし書きで松戸市立小金中学校の現2年生の学区変更については、市民の方から小金中学校で卒業させてほしいという請願が教育委員会に出ており、現在教育委員会会議において継続審議中であることから、教育委員会においてよく検討・協議していただきたいとあります。会議ということと、我々の会議体と、それから教育委員会、これは事務局も含めた委員会においてトータルでよく検討協議してほしいとあります。したがって、そこでも恐らくこの問題について意見交換があったのかなというふうに推測します。これも受けて我々はここで議論しなければいけないんですが、それはともかくとして、何かそこで学区審議会の委員の皆さんから何らかの建設的な意見や、あるいはそれぞれの持論をお持ちの見解が出たのかどうか、その辺、参考までに教えていただければと思っています。

学務課長 現2年生につきまして、どうするのがよいということは学区審議委員さんからのご意見はございませんでした。経過として8月8日に教育委員会会議で学区の変更を諮問しようということになりました。そして、9月8日付で請願が出されて、9月27日の教育委員会会議で継続になっている、そういう経過を説明しまして、それでは、それについては審議会で決めることではないと、そういうことで具体的には特に出ませんでした。

委員長 議会の動向はその後どうでしょうか。議会で何か意見が出ていますか。

企画管理室長 議会の方へも今回の小金中を残す会の方からの請願書が非公式な形で議員さんの方に出ていたというようなところから、教育経済常任委員会の協議会というものがございしますが、それを開いていただきまして、こういうような形に現在なっていますというようなお話はさせていただいております。そこでのああしなさい、こうしなさいというのは、これは教育委員会の考え方ですから、議員さんの方からは何も言っておりませんが、継続

審議になっておりますので、どうして継続審議になったのかというふうなことへのご説明はさせていただきます。

委員長 意見は特にはないですか。

企画管理室長 決定する、しないというふうなご質問ではなくて、どんな状態で、どういう保護者がどのような考え方を持っているのか、教育委員会としてはどう考えているのかといったような話でございまして、例えばの話ですけれども、私は賛成しているんだから賛成しなさいとか、反対しているんだから反対しなさいというふうなご質問ではなかったと記憶しています。

委員長 もちろん議員さんの中には新松戸とか小金の地元の議員さんもいらっしゃると思うんですが、その辺から何か聞こえている部分もありますか。

企画管理室長 今申し上げました教育経済常任委員会の会議の中には入りませんでしたけれども、地域に関係した議員さんも傍聴というふうな形で見ておりました。それで両学校を午後から視察していただきまして、現状をつぶさに見ていただき、校長先生のお話等も聞いていただいたような経過でございます。

教育長 今の件に関してですけれども、どのような方向で進むのかというニュアンスのご質問はありましたけれども、最終的に私があさって14日に教育委員会会議が開催され、現在継続審議になっている小金中学校問題について審議しますと、ですからそこではどういう結論になるか現時点ではいろいろな不確定要素もございますし、まだ27日以来時間がそれほど経過していませんので、方向性についてここで申し上げることはできませんというふうにご答弁はさせていただきます。

委員長 どうでしょうか、この問題、まだ本日結論を出す段階ではないような感じがしますが、何かご意見がありますか。

瀧田委員 やはり小金中に残りたいという方の気持ちはしっかり固まって、それはわかったと。ただ、一緒になったときに今度はどういう問題が起こるか、そういうことに対しての詰めはまだ甘いということで、やはり両方のものをちゃんと知っていないと、正確な判断基準にならないと思うんですね。教育的な立場からは、やはり該当者の心情的なものはわかるけれども、教育的な立場から思わしくないことが一般的には考えられるという状況がありながら、今ここでどっちがいいと簡単に決められないことですし、いろいろな幅広いご意見ももう少し収集させていただいて、情動的にひとしくいろいろな状態を私たちが消化できるような局面になるまで、もう少しお時間をいただいて、また継続審議ということは可能でしょうか。

もし、よろしかったら採択にもう少し時間をいただきたいと私は思います。

委員長 きょうの結論を出す時間にぼつぼつなっておりますが、最後に今月中でも、今後1カ月なりそれ以内でも事務局が予定しているいろいろな説明会を含めたものがあつたら教えていただきたいと思いますが、予定はできていますか。

企画管理室長 まことに私どもの事務的な手続の遅れ等々から委員さん方を初め、保護者の方々には多大なるご迷惑をかけたということについて反省を申し上げるところでございます。小金中の保護者の方々におかれましては教育改革の全体像というものは非常にご理解していただき、そうした中で準備事務局的なものを立ち上げていただいたということに感謝しているわけですが、私どもの不手際によりましてそれが進まなかったということでございます。今、委員さんの中からもるるこういう問題はどうか、こういう問題は調べなくてはいけないのではないかというようなお話もありましたので、私どもはそれにつきましては鋭意これから情報収集なり、また保護者の方々にもご説明する、あるいはできないものは、こうこうこの時点にならないとできないというような形で進めていきたいと思えます。とって2カ月も3カ月も延ばすわけにはいかないと思っております。そうした意味から、できましたら次回の定例教育委員会会議の前に臨時の教育委員会会議を開いていただくような形をとっていただければありがたいと、このように思っているところでございます。

委員長 それはそれとして、その前に現場に説明をするいろいろなチャンスがあると思うんですが、その日程がはっきりしていれば教えてもらいたいんです。

企画管理室長 現在ははっきりしておりませんので、その辺については校長先生、また保護者の方と相談させていただきながら早急にそれは進めていきたいと思えます。

委員長 前回の教育委員会会議で継続審議にした今回の議題でございますが、時間が足りなかったことと、半歩ぐらいですか、少し情報が得られたぐらいで、まだ我々委員としても十分理解できないところがあります。委員からお話がありましたが、この請願についての結論は、今、この時点で出すことは困難であるというふうに判断いたします。したがって、会議規則第28条に基づきまして、いま一度継続審議としてはいかがかと思えますが、そういうことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは採決いたします。

本議案第50号について、継続審議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第50号につきまして次回の教育委員会会議に継続審議とすることに決定させていただきます。

企画管理室長 私ども、保護者あるいは学校につきましては、これから十分調整した上で早期に図りたいと思っておりますけれども、場合によっては臨時の委員会を開いていただきたいと考えておりますので、また日程的なことにつきましてはある程度の整理整頓ができた段階でお諮りさせていただきます。できれば臨時会をお願いするような形になるかと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ぜひそれまでに、今日出していただいた情報にさらにいろいろな材料を積み上げたものを報告していただきたいと思います。

議案第53号

委員長 続きまして、議案第53号に移らせていただきます。

議案第53号「松戸市立根木内東小学校、松戸市立新松戸北小学校及び松戸市立古ヶ崎南小学校の廃止並びに松戸市立小金中学校の休校に伴う学区変更について」を議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 議案第53号「松戸市立根木内東小学校、松戸市立新松戸北小学校及び松戸市立古ヶ崎南小学校の廃止並びに松戸市立小金中学校の休校に伴う学区変更について」

松戸市立根木内東小学校、松戸市立新松戸北小学校及び松戸市立古ヶ崎南小学校の廃止並びに松戸市立小金中学校の休校に伴う学区変更について、8月5日の教育委員会会議を受けて松戸市学区審議会に諮問したところ、別紙のとおり意見を添えて答申があったので、学区については答申のとおり決定するものとするという提案をさせていただきます。

今回、学区審議会からいただいた答申につきましては、基本的には諮問案どおり答申をいただきました。しかし、先ほども副委員長からありましたが、2点ばかり意見が付されております。

答申書の1ページの下から3行の部分が1つ目の意見でございます。その1つ目ですが、古ヶ崎南小学校の保護者から学区審議会長あてに提出された要望書で、廃校される小学校ができる以前の学区に戻すなどの対応をしていただきたいというような内容であります。それからまた、学区審議委員さんから学区が広くなることから、早い時点で学区をもとの区域に分けていただきたい、そういう意見が出されました。それを踏まえて松戸市立古ヶ崎南小学校の児童については、松戸市立古ヶ崎小学校以外の学校への就学希望が見込まれることから、一、二年間保護者の選択

状況を見た上で再度学区を考えるのが適切であるという意見が付されたものでございます。これにつきましては、議会においても保護者の選択状況を見て再度学区を考えていきたいとこちらの方で答弁しておりますので、今後、時期を見て学区の変更を考えていくのがよろしいかと考えております。

もう一つ、2つ目でございますが、議案第50号の請願を受けまして、松戸市立小金中学校の現2年生の学区変更については、市民の方から小金中学校で卒業させて欲しいという請願が教育委員会に出ており、教育委員会会議において継続審議中であることから、教育委員会においてよく検討協議していただきたいという意見が付されております。諮問が8月5日であり、請願が出された日付が9月8日、教育委員会会議が9月27日で継続になっているということで、学区審議会が10月1日に開かれまして、そういう経過の中でこの意見が出てまいりました。

これにつきましては、小金中学校現2年生の平成17年4月以降の学区の特例についての教育委員会あての請願であることから、学区審議会として答申を出すのは難しいので、現在教育委員会会議によって継続審議中であることから教育委員会においてよく検討していただきたいというものでございます。これが答申書の2ページの下4行のところであります。

この2つの、古ヶ崎南小学校の学区の件と小金中学校の現2年生の扱いについて意見が添えてありますが、学区につきましては諮問どおり変更することについての答申をいただきました。

この小金中学校の現2年生の取り扱いについては、きょうも継続ということになりましたので、改めて判断することとして、その他の部分については教育委員会としては答申書どおり学区を変更する旨のご承認をいただければということで提案させていただきます。

具体的な小金中学校の件の事務手続につきましては、この後の議案第54号で説明させていただきます。と思っております。

議案第53号につきましては以上でございます。

委員長 答申書を踏まえた提案でございますが、いかがですか。今の説明と資料をもとにご質問をお願いいたします。

新しい中学ができたときは、また新たな学区ということで。

学務課長 一緒になりますので、学区は変わらないで学校の所在地と、名称がまた検討になってきますので、そこが変わってくるというふうに考えております。学区は変更にはならないという計画です。

教育長 本件につきましては、8月5日の教育委員会会議において小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案を受けて学区審議会の方にご提案申し上げて、承認されたものとい

うことで、とりわけの議論を待つ必要はないかと思えます。

委員長 やはり小金中の問題が残ったということですね。

教育長 古ヶ崎南については保護者の選択動向を勘案しながら早い時期にという意味だと思いますけれども、学区の見直しをするのが適切であるという意見がついております。それも尊重したいと思っております。

關委員 今ご説明いただいた2点の方、先ほどの私の質問に関連する点、学区の変更はここでは承認、ただし実施については、ここにあるように教育委員会において今後検討・協議しということで、学区そのもの、条例も含めた規則の改正は認めると。実施について停止条件つき、つまり教育委員会会議で決定したら、その時点において今の2年生は実施する、施行すると、そういう理解でよろしいですね。

学務課長 基本的にはそういうことで、事務手続は議案第54号で特例のものを設けていくのが適切かと考えております。

委員長 議案第53号はよろしいですか。

それでは、討論、質疑を終了いたしまして採決いたします。

議案第53号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第53号は原案どおり決定いたしました。

議案第54号

委員長 続いて、議案第54号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

説明してください。

学務課長 「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」

この議案は、根木内東小学校、新松戸北小学校及び古ヶ崎南小学校、小金中学校の通学区域を変更するため提案させていただきました。

これは議案第53号の内容を具体的に規程化するとともに、廃止及び休校となる学校の通学区域の削除を行うものでございます。

普通学級の通学区域につきましては別表第1、特殊学級の通学区域につきましては別表第2に

規定しておりますので、それぞれの該当部分につきましてお手元の議案にあるような規程の改正を行うものでございます。それぞれ普通学級につきましては番地が細かく書かれております。

具体的に別表第1の改正から順に申し上げます。根木内小学校につきましては、根木内東小学校の廃止に伴い、その全学区を根木内小学校の学区に組み込んだ形の改正となっております。古ケ崎小学校につきましては、同じく古ケ崎南小学校の廃止に伴い、その全学区を古ケ崎小学校の学区に組み込んだ形となっております。続きまして、新松戸西小学校につきましては、新松戸北小学校を削除して組み込んだ形となっております。また、小金中学校につきましては、通学区域を削除し、その全区域を新松戸北中学校の学区に組み込んだものでございます。これが普通学級の学区でございます。

続きまして、5ページの別表第2の改正についてでございますが、これはまず知的障害学級の部分からでございます。中部小学校の知的障害学級の通学区域であります古ケ崎南小学校、それから栗ヶ沢小学校の通学区域であります根木内東小学校につきましては、学校の廃止に伴い削除いたしました。また、新松戸北小学校の知的障害学級につきましては、学校の廃止に伴いこれを削除しまして、新松戸西小学校がその通学区域を受け継ぐ形で、新たに知的障害学級の設置の改正を行いました。

続きまして、6ページの下の方になるんですが、情緒障害学級でございますが、南部小学校に情緒障害学級が設置されておりますが、その通学区域であります新松戸北小学校と古ケ崎南小学校、また栗ヶ沢小学校の通学区に設置されている情緒障害学級の通学区域である根木内東小学校につきましては、学校の廃止に伴い削除いたしました。

続きまして、7ページの真ん中になりますが、言語障害学級でございますが、中部小学校に設置しておりますので、中部小学校の通学区域にある古ケ崎南小学校、また貝の花小学校に設置してあります通学区域であります根木内東小学校は、学校の廃止に伴い削除いたします。また、新松戸北小学校の言語障害学級につきましては、学校の廃止に伴いましてそれを削除しまして、新松戸西小学校がその通学区域を受け継ぐ形で新たに言語障害学級を設置するという改正でございます。

続きまして、小金中学校の知的障害学級の通学区域でございますが、これは8ページになっておりますが、削除いたしまして、新松戸北中学校がその通学区域を受け継ぐ形で、新たに知的障害学級を設置する改正でございます。

これがそれぞれの学校の学区の変更になります。この規程の改正の時期でございますが、平成17年4月1日からさせていただきます。

これは全学年が対象になります。ですから、ここで小金中学校の現2年生の扱いにつきましてとはということになるんですが、この教育委員会会議に現在継続になっております。本日不採択であれば、これがこのままになります。採択されましたら、ここの特例としまして小金中学校の来年度の新3年生に限り特例として、この規程から除くという形にして、現行のものが生きるという形で事務手続で修正案を出させていただこうかと考えておりましたので、また継続になりましたので、次回の結果を踏まえまして、ここの部分について新たに出させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 この問題についてご質問ございませんか。

それでは討論を終結といたしまして、これより議案第54号を採決いたします。

議案第54号について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 議案第54号は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は以上です。

報告等

委員長 次は報告です。

よろしく申し上げます。

社会教育課長補佐 お手元の巻末の資料によりまして、第56回松戸市文化祭のご案内を兼ねてご報告させていただきます。

第56回文化祭、本年の10月17日から11月25日まで、約1カ月間強にわたって開催いたします。

主催は松戸市教育委員会と松戸市文化団体連盟でございます。

中を開けていただきますと、展覧会の部、催しの部とございまして、行事名、団体名、会場、会期と書いてございますので、ご参照いただきたいと思います。

ただいまお配りさせていただきました、恒例となっております文化祭の視察につきまして、本年も11月3日の水曜日、文化の日に行わせていただきたいと思いますと思っております。

お配りしました日程表をごらんいただきたいんですけども、第56回松戸市文化祭日程表、11月3日の市役所地下玄関に8時40分に集合いただきまして、マイクロバスで視察していただきます。午前中は矢切公民館、稔台市民センター、常盤平市民センター、青少年会館を視察していた

だきまして、上本郷で昼食をおとりいただきます。これは会費制となっておりますので、1,000円徴収させていただきます。午後の部は運動公園等へ行きまして、最後、文化ホールで4時の時点で解散の予定をしております。

以上でございます。

委員長 今年の文化祭についてご質問ございませんか。

ご視察のほどをよろしく願います。

その他

委員長 それでは、次回の日程ですが、事務局、よろしくお願いします。

企画管理室長 平成16年11月の定例会でございますけれども、11月18日の木曜日、午後2時からこちら5階会議室でいかがでしょうか。

また、その前に臨時の教育委員会議を開催させていただければと思います。

委員長 それでは、確認いたします。

定例は11月18日木曜日、2時から行います。臨時会については、決まり次第、連絡をお願いします。もちろん、それまでにいろいろな作業があると思いますから、十分その辺は願います。

閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして、平成16年10月定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員